

立川市訪問型サービス(身体介助)サービスコード表(給付制限)

訪問型サービス(身体介助)指定事業者が給付制限のかかった方のサービス量を請求する場合に使用します。

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位
種別	項目					
A3	1001	訪問型サービスⅠ(制限) (1)週1回程度	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1・要支援2 1,176 単位	70%	1,176	1月につき
A3	1002			80%		
A3	1005			70%		
A3	1006			80%	1,058	
A3	1009			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		
A3	1010			70%		
A3	1013	訪問型サービスⅠ日割(制限) (1)週1回程度	事業対象者・要支援1・要支援2 39 単位	70%	39	1日につき
A3	1010			80%		
A3	1013			70%		
A3	1014			80%	35	
A3	1021			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		
A3	1022			70%		
A3	1025	訪問型サービスⅡ(制限) (2)週2回程度	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1・要支援2 2,349 単位	70%	2,349	1月につき
A3	1026			80%		
A3	1028			70%		
A3	1029			80%	2,114	
A3	1030			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		
A3	1033			70%		
A3	1034	訪問型サービスⅡ日割(制限) (2)週2回程度	事業対象者・要支援1・要支援2 77 単位	70%	77	1日につき
A3	1033			80%		
A3	1034			70%		
A3	1041			80%	69	
A3	1041			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		
A3	1042			70%		
A3	1042	訪問型サービスⅢ(制限) (3)週2回を超える程度	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1・要支援2 3,727 単位	70%	3,727	1月につき
A3	1042			80%		
A3	1045			70%		
A3	1046			80%	3,354	
A3	1049			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		
A3	1050			70%		
A3	1053	訪問型サービスⅢ日割(制限) (3)週2回を超える程度	事業対象者・要支援1・要支援2 123 単位	70%	123	1日につき
A3	1050			80%		
A3	1053			70%		
A3	1054			80%	111	
A3	1101			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		
A3	1102			70%		
A3	1102	訪問型サービス初回加算(制限) ハ 初回加算	二 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 200 単位加算	70%	200	1月につき
A3	1102			80%		
A3	1103			70%		
A3	1104			80%	100	
A3	1105			70%		
A3	1106			80%		
A3	1107	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(制限) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	ホ 口腔連携強化加算 50 単位加算	70%	200	1日につき
A3	1107			80%		
A3	1108			70%		
A3	1108			80%	50	
A3	1109			70%		
A3	1110			80%		

サービスコード表にない処遇改善、減算に関わるサービスコードについては事前にご相談ください。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入します。

※介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。また、A2とは異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。

※給付制限中の給付率は負担割合に異なり、負担割合にかかわらず70%(1・2割負担)又は80%(3割負担)となります。